

## 審 査 基 準

令和 6 年 1 月 12 日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 84 条第 1 項
処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）： 奈良県公安委員会（免許の保留及び仮免許の付与については、奈良県警察本部長）
法 令 の 定 め：  道路交通法第 88 条（免許の欠格事由）、第 90 条第 1 項、第 2 項及び第 13 項（免許の拒否等）、第 90 条の 2 第 1 項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第 96 条（受験資格）、第 96 条の 2（受験資格）、第 96 条の 3（受験資格）  道路交通法施行令第 32 条の 7（19 歳から大型免許等を受けることができる者）、第 32 条の 8（19 歳から中型免許等を受けることができる者）、第 33 条（免許の拒否又は保留の基準）、第 33 条の 2（免許の拒否又は保留の基準）、第 33 条の 2 の 2（免許の拒否又は保留の基準）、第 33 条の 2 の 3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第 33 条の 5 の 2（仮運転免許の拒否の基準）、第 33 条の 5 の 3（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 34 条（受験資格の特例）、第 34 条の 2（受験資格の特例）
審 査 基 準：  病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。
標 準 处 理 期 間：1 ~ 14 日  運転免許課受付 1 日 警察署受付 14 日
申 請 先： 交通部運転免許課又は警察署交通課（係）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許課試験第一係（電話 0744-25-5224） 交通部運転免許課免許第一係（電話 0744-22-5541） 交通部運転免許課行政処分第一係（電話 0744-22-5524）
備 考：